

三陸の海を放射能から守る 岩手の会

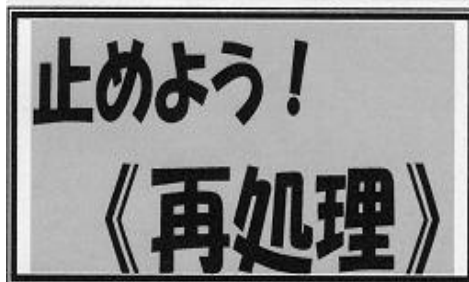
三三三通信 第26号

http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm

《岩手の環境 / R I 廃棄物 / 再処理》

http://briefcase.yahoo.co.jp/k_imag

《まった再処理分庫》



2006 (平成 18) 年

10月 12日

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX

019-623-1636

郵便振替

02240-5-102650

三陸の海を守る会が
提起
「放射能を海に流さない
ことを求める請願」は、
五月に開催された「豊か
な三陸の海を守る会」の
総会で「放射能が大手を
振って流されるのは、海
洋放出規制の法律が不備
だからである。一刻も早
く法を整備して海洋放出

越喜来湾の朝



『放射能海洋放出規制法』(仮称) 「放射能を海に流さないこと」 法律制定請願運動 沿岸市町村議会次々採択

「豊かな三陸の海を守る会」(田村剛一会長)が提起して進められている「放射能を海に流さないことを法律で定める請願」は各市町村議会で審議されていますが、既に八市町村から意見書が衆参両院議長などに送られました。

をやめさせよう」と決議されたことに始まります。七月以来各議員が手分けして沿岸各市町村を精力的にまわり、山田町や宮古市など沿岸十三市町村議会に対して請願手続きがなされましたが各地で次々に採択されています。
市町村議会審議結果
。請願採択・国へ意見書
山田町 大槌町
川井村 田野畑村

陸前高田市 洋野町
宮古市
。議員発議・国へ意見書
久慈市
。請願・継続審議
普代村 野田村
岩泉町
。請願・未提出・(継続)
釜石市
。請願・不採択
大船渡市・(請願理由の根拠や将来予測が不明確で採択出来ず)

市町村議会宛請願書(抜粋)
要旨 青森県六ヶ所村再処理工場の本格操業を前に、放射能から三陸の海を守るため、貴議会において、意見書を国及び関係機関に提出していただきたく請願いたします。
請願事項(議会意見書の内容)
1、放射能廃液を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法(仮称)を制定すること。
2、本県においても、青森県同様モニタリングを実施し、その結果を公表すること。
(豊かな三陸の海を守る会)

海洋放出続く、トリチウム 累計85兆ベクレル

9月末に「8月の放射能海洋放出報告」が、日本原燃ホームページに載りました。8月にはヨウ素129が、初めて、検出限界以上の41万ベクレルと発表されました。

六ヶ所再処理工場放射能廃液月別統計

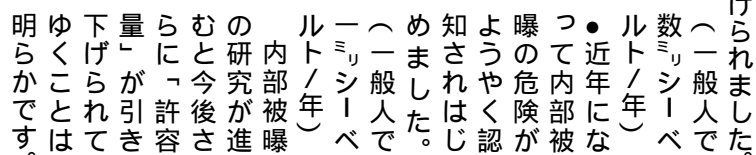
2006年	処理ウラン量		放出トリチウム	放出ヨウ素129	放出回数	放出日時
	体数	(約)トン(U)	Bq	Bq	回	
4月	8	4	170,000,000		1	28(金)
5月	28	13	3,900,000,000,000		6	3(水)10(水)19(金)20(土)27(土)31(水)
6月	31	14	19,000,000,000,000		6	7(水)9(金)14(水)16(金)28(水)29(木)
7月	0	0	44,000,000,000,000			
8月	6	3	18,000,000,000,000	410,000		
累計	73	34	84,900,170,000,000	410,000		
年間管理目標値			18,000,000,000,000,000	43,000,000,000		
これまでの放出量の割合			0.47%	0.00095%		

岩手に何をもたらすのか

アメリカ占領軍は広島
の被曝者数万人の聞き取
り調査を行つて原爆によ
る被曝について、精密な
調査を行いました。一〇
年後、二〇年後、といふ
区切りごとで統計を取る

結果が出ています。
いわゆる放射線「許容
量」は、百年前の放射線
発見の頃から見ると、現
在では数千分の一まで引
き下げられました。

（左図）

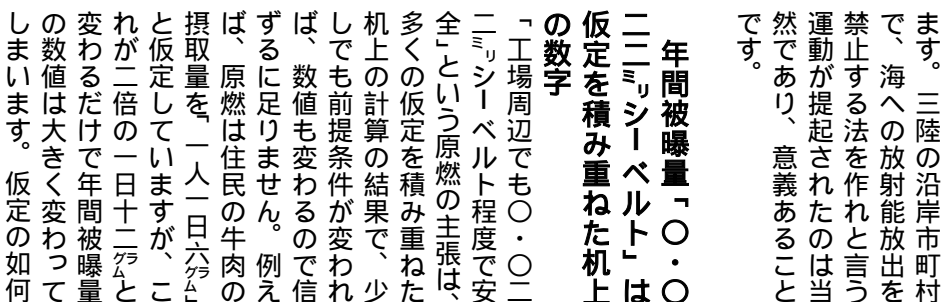


- 一八九八年、キュリー夫妻によって放射性物質が発見された頃には、「皮膚に炎症を起こさない位なら」と実に危険な実験がなされ、夫妻も放射線障害で倒れました。(数万ミシーベルト/年)
- 一九三〇年代にはさすがに危険性が認知され、大幅に許容量が引き下げられました。(千ミシーベルト/年)
- 一九五〇年代、原子爆実験が始まった頃にはさらに引き下げられました

先生は京都大学原子炉
実験所の廃液の監視を担

当されていますが、再処理工場からは原発では許されない量の放射能が流されるといいます。原発の濃度基準まで廃液を薄めるなら、一日に実に百万トンの希釈水が必要と
いいます。

現在流されている八五兆ベクレルのトリチウムはそれでも本格稼働した場合の数百分の一です。再処理工場の廃液は「温排水」などではなく、ブルトニウムを取り出す化学工場からの放射能廃液そのものです。このような不合理は放射能の海洋放出を直接規制する法規がないことから生じてい



ます。三陸の沿岸市町村で、海への放射能放出を禁止する法を作れと言つ運動が提起されたのは当然であり、意義あることです。

年間被曝量「〇・〇
二二ミシーベルト」は
仮定を積み重ねた机上
の数字

工場周辺でも〇・〇二「ミ」シーベルト程度で安全」という原燃の主張は、多くの仮定を積み重ねた机上の計算の結果で、少しでも前提条件が変われば、数値も変わるので信ずるに足りません。例えば、原燃は住民の牛肉の摂取量を、一人一日六グラムと仮定していますが、これが二倍の一日十二グラムと変わるだけで年間被曝量の数値は大きく変わってしまいます。仮定の如何

(文例)

海への放射能放出に

の説明責任を果たすよう、原燃、国に働きかけてください。

放射能から海を守るために全力をあげて下さい。

0
5
7
8
1
0
2
0
T

盛岡市内丸十一

岩手県知事

増田寛也様

【差出人】

住所・氏名

● 岩手の会にハガキ
あります。

によって数値は簡単に一桁も二桁も違つてきます。また計算の出発点の海に流す放射能の核種と量をですが、例えば「ルテニウム」という核種について、仏ラ・アーグ再処理工場の四百分の一と計算しています。日本の再処理工場は技術をフランスに頼つて作られました。同じ技術水準で日本のものはこんなに少なくて出来るのでしょうか。

(まとめ・文責大信田)
(次回に続く)